

マネロンガイドラインの改正・ マネロンガイドラインFAQの公表

2021/04

I. ガイドラインの改正

金融庁によると、「今回の改正は、これまで実施してきたモニタリングの中で把握した課題等を整理し、金融機関等のマネロン・テロ資金供与対策の更なる実効的な態勢整備等を図るもの」とされている。

以下、ガイドライン改正の要点について解説する。また、

金融庁ホームページ参照 (https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/2021_amlcft_guidelines.pdf)

1. ガバナンス・管理態勢に関する改正

(1) マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し(PDCA)(ガイドラインⅢ-1)

ガイドラインⅢ-1「対応が求められる事項」として、リスク低減措置後の残存リスクが十分でない場合には、リスク低減措置を改善することのほか、当該リスクの許容度や金融機関等への影響に応じて、商品・サービスの取扱いを中止することも検討することが明記されることになる。

また、「対応が期待される事項」として、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直し・検証について外部専門家のレビューを受ける場合には、

- a. 採用前に経営陣に報告し、承認を得ること、
 - b. 外部専門家の適切性や能力について内部監査部門が事後検証を行うこと、
- が追記される。

(2) 経営陣の「主導的」な関与

「経営陣の関与」について、「主体的(かつ積極的)な関与」から「主導的な関与」に文言が改められる(ガイドラインⅠ-1、Ⅰ-2(2)、Ⅱ-2(1)、Ⅲ-2)。

「経営陣の主導的な関与」とは、「管理のためのガバナンス確立等」(Ⅰ-2(2))や「マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行う」(Ⅲ-2【対応が求められる事項】⑥)をいう。

「マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等」には、リスク評価書や顧客受入方針なども含まれ、経営陣の承認(取締役会やコンプライアンス会議等における承認)が必要になると考えられる。また、実

施状況について、経営陣が取締役会やコンプライアンス会議等で定期的・随時報告を受けて、必要において議論することが求められる。

「リスクの特定にあたっての包括的かつ具体的な検証」において、「関係する全ての部門の連携・協働を確保」するためにも、「経営陣の主導性」が求められる(Ⅱ-2(1)【対応が求められる事項】⑥)。

(3) その他の「経営陣の関与」の追加事項

「マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等」(ガイドラインⅢ-1)について、外部専門家等のレビューを受ける際には、「検証項目に照らして、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ること」が「対応が期待される事項」とされる。

(4) 職員の確保・育成等(ガイドラインⅢ-5)

職員の確保・育成等(ガイドラインⅢ-5)の「対応が求められる事項」(⑤)として、研修等の効果について、検証・フォローアップ等を通じて確認するだけでなく、新たに生じたリスクも加味して、必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直すこと(PDCA)が求められることになる。

2. リスクベース・アプローチに関する改正

(1) リスクベース・アプローチの意義の明確化

改正により、「リスクベース・アプローチ」とは、マネロン・テロ資金供与の固有リスクを特定・評価し、リスク低減措置を講ずることにより、残存リスクをリスク許容度まで低減させることであることが明確化される(ガイドラインⅡ-1、Ⅲ-1【対応が求められる事項】③)。

(2) 「リスクの特定」に関する改正

リスクの特定にあたっての「包括的かつ具体的な検証」において、現行ガイドラインでは「国によるリスク評価の結果等」(すなわち、犯罪収益移転危険度調査書におけるリスク評価)を勘案することとされているが、これが削除される(ガイドラインⅡ-2(1)【対応が求められる事項】④)。改正後は、「自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性」をより積極的に考慮することが求められることになる。

新たな商品・サービスを取り扱う場合や新たな技術を活用して行う取引を行う場合の商品・サービス提供前の事前検証のポイントとして、当該商品・サービス自体のリスクの検証だけでなく、「その提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性も含め」リスクを検証することが求められることになる(ガイドラインⅡ-2(1)【対応が求められる事項】④)。

(3) 「リスクの評価」に関する改正

「リスクの評価」において、現行ガイドラインでは「リスクの特定」の「対応が求められる事項」および「対応が期待される事項」と同様の事項が適用されることとされているがこれが削除される(現行Ⅱ-2(2)【対応が期待される事項】①・【対応が期待される事項】①)。「リスクの特定」と「リスクの評価」は一連の作業であり、区別し難いところもあるが、「リスクの評価」は「リスクの特定」がなされた上でなされる作業であるので、明確な区分がなされることはむしろ適切であると考えられる。

「疑わしい取引の届出の届出状況の分析」は、「リスクの特定」の「対応が期待される事項」とされているが、改正後は、「リスクの評価」において分析の結果を考慮することが「対応が求められる事項」とされている(改正により現行ガイドラインⅡ-2(1))【対応が期待される事項】b. が削除・改正によりガイドラインⅡ-2(2)【対応が求められる事項】②・③に追加)。

リスクの評価においては、国による評価(犯罪収益移転危険度調査書)よりも、自社・自行庫におけるリスク評価がより重視されることになる。

(4)「リスクの低減」に関する改正

①顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)(ガイドラインⅡ-2(3)(ii))

ア. リスクに応じた顧客管理

ガイドラインの改正により、「商品・サービス」「取引形態」「国・地域」「顧客属性」に対するリスク評価の結果を踏まえて、全ての顧客について残存リスクが「リスク許容度」の範囲内になるまで、リスクに応じた顧客管理が必要であることが明確になる(いわゆる顧客リスク格付もこの中に含まれ得ると考えられる。)

「リスクに応じた顧客管理」が求められることが明確とされているのは、特に①より厳格な顧客管理(EDD)、②簡素な顧客管理(SDD)、③継続的顧客管理措置に照らした取引モニタリング・フィルタリングの3つの措置である。

イ. 顧客管理:営業実態・所在地等の把握

現在、「対応が期待されている事項」に同様の事項が規定されている(同b.)が、これが削除され、改正後は「対応が求められる事項」として「顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い取引」について、「取引開始前又は多額の取引等に際し」「取引開始前又は多額の取引等に際し、営業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置」を講ずることが規定される(同⑧)ことになる。

ウ. 顧客管理(顧客リスク格付の明記の廃止)

ガイドラインの改正により、「顧客リスク格付」に関する記述が削除される。これは、「リスク格付け」は有用な場面もあるが、必要性が必ずしもない金融事業者である特定事業者もいることも削除されたことの背景にあるのかもしれない。

エ. 団体の顧客についてのリスク評価

「顧客管理」の「対応が期待される事項」として、「a. 団体の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資

金供与リスクを勘案すること」が新たに追加される。これは、「準暴力団」などの団体単体だけでは実態が把握できない犯罪グループがあることを念頭にした記述ではないかと思われる(下記の令和2年犯罪収益移転危険度調査書 120 頁参照)。

②取引モニタリング・フィルタリング(ガイドラインⅡ-2(3)(iii))

取引モニタリング・フィルタリングで実行すべきことが明確化される。これは、「(vi)ITシステムの活用」に記載されていた取引モニタリング・フィルタリングに関する事項を統合するものである。

③疑わしい取引の届出(ガイドラインⅡ-2(3)(v))

疑わしい取引の該当性にて、(犯罪収益移転危険度調査書)のほか、

- a.疑わしい取引の参考事例、
- b.自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、
- c.外国PEPs 該当性、
- d.顧客属性、
- e.当該顧客が行っている事業、
- f.顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情

を考慮することが明確化される(ガイドラインⅡ-2(3)(v)【対応が求められる事項】③)。(犯収法の疑わしい取引の届出基準に追加)

「疑わしい取引の届出」により「リスクが高いと判断した顧客」について行うべき事項として、

- a.顧客リスク評価の見直し、
- b.当該リスク評価に見合ったリスク低減措置

であることが明確化される。

④ITシステムの活用(ガイドラインⅡ-2(3)(vi))

「ITシステムの活用」については、経営陣がマネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効率的効果的かつ迅速に行うために、ITシステムの活用の可能性を検討することを明記された(ガイドラインⅡ-2(3)(iv)【対応が求められる事項】②)。

⑤Fin Tech等の活用(ガイドラインⅡ-2(5))

「FinTech等の活用」について、「対応が期待される事項」とされている点については変更がないが、「前向きに」から「その有効性も含めて必要に応じ」という表現に変わることで、より積極的にFinTechを活用することが期待される。

(5) 海外送金等を行う場合の留意点

①海外送金等(ガイドラインⅡ-2(4)(i))

現行規定は「対応が期待される事項」(a.)とされている事項が「対応が求められる事項」(④、⑤、⑧)とされ、かつ、求められる事項も追加された。「コルレス先」のほか「委託元金融機関等」(地域金融機関)についてもリスク評価の対象としている(【対応が求められる事項】④)。継続的な顧客管理の中でリスク

が高まったと想定される事象が発生した場合は、リスク評価の見直しをすることとされる(【対応が求められる事項】④)。

リスク評価の結果、特にリスクが高いコルレス先や委託元金融機関等をモニタリングすることとされる(【対応が求められる事項】⑤)。送金人・受取人が金融機関の直接の顧客でない場合も、制裁リスト等の照会のみならず、コルレス先や委託元金融機関等と連携(情報収集)しながら、リスクに応じた厳格な顧客管理を実施することとされる(【対応が求められる事項】⑥)。

②輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等(ガイドラインⅡ-2(4)(ii))

本項目は、改正後のガイドラインにおいて新たに規定される事項である。海外送金において、輸出入取引がマネー・ローンダリングの仮装として利用されていることから、その特有のリスクの特定・評価・低減措置を行うことを求めている。評価の観点として、「国・地域」のリスクのほか、「取引対象となる商品」「契約内容」「輸送経路」「利用する船舶」「取引関係者等(実質的支配者を含む)」のリスクも検討することが求められる。

(渡邊雅之 三宅法律事務所・弁護士)

* 『銀行実務』2021年2月号「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの改正点」より転載(銀行研修社刊)

Ⅱ. マネロンガイドラインに関するFAQ

金融庁では、ガイドラインに対する関係者の理解の向上に資することを目的として、令和3年3月26日、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」をとりまとめた。

金融庁ホームページ参照(https://www.fsa.go.jp/news/r2/2021_amlcft_faq/2021_amlcft_guidelines_FAQ.pdf)

参考までにQ&Aをいくつか紹介する。

◆経営陣の定義は？

【Q】本ガイドラインにおける「経営陣」の定義とは何ですか。

【A】

本ガイドラインにおける「経営陣」とは、代表権を有する役員のほか、リスク管理、システム投資、事務を含むマネロン・テロ資金供与対策に責任を有する役員や関係する営業部門・監査部門に責任を有する役員を含み得る概念ですが、経営陣の範囲やそのあり方等については、金融機関等において、経営トップ等のリーダーシップの下、十分に議論・検討していただくことが重要であると考えます。

なお、本ガイドラインにいう「経営陣」の内訳及びその責任分担については、内部規程等の文書により明確化されることが望ましいものと考えます。

◆リスクの特定に地域特性を考慮とあるが具体的には？

【Q】包括的かつ具体的な検証に当たっては「自らの営業地域の地理的特性」や「事業環境」を考慮するとあり

ますが、具体的に何が求められているのでしょうか。

【A】「自らの営業地域の地理的特性」については、当該地域の地理的な要素の特性を意味しています。例えば、自らの営業地域が、貿易が盛んな地域に所在するといった場合や、反社会的勢力による活発な活動が認められる場合、反社会的勢力の本拠が所在している場合に、当該地域の独自の特性を考慮する必要があると考えます。

実際に地理的特性を考慮してリスクを検証する際には、例えば、貿易が盛んな地域に自らの営業地域が存在している場合、貿易や水産物を取り扱うなどの取引先が多いと考えられますので、取扱商品や輸出・輸入先の把握を通じた経済制裁等への対応等、地域的特性から精緻に検証し、リスク項目を洗い出すことが必要になるものと考えます。

「事業環境」については、マネロン・テロ資金供与に関する規制の状況、競合他社のマネロン・テロ資金供与対策の動向等、自らの事業に関する要素を考慮する必要があると考えます。

例えば、競合他社が参入する場合（基本的には、自らの競合他社が参入する場合）には、新たな競合他社の参入により、競争の激化やサービスの変化、取引量の増減等によるマネロン・テロ資金供与の固有リスクが変化する可能性があります。したがって、例えば、新たな競合他社の参入により市場全体のマネロン・テロ資金供与に関するリスクが影響を受ける場合には、新たに検証すべきリスク項目がないかについて、年に1回程度予定されている定期的なリスク評価書の改訂を待つのではなく、可能な限り早い段階で洗い出す必要があると考えます。

なお、顧客が海外との取引を行っている場合、その相手先の国・地域のマネロン・テロ資金供与リスクも踏まえた顧客リスク評価を行うことが求められています。

◆リスク低減のために顧客調査を行う場合に留意することは？

【Q】「個々の顧客・取引の内容等を調査」する場合において、留意すべき事項を教えてください。

【A】「個々の顧客・取引の内容等を調査」する方法としては、様々なものが考えられます。例えば、個々の顧客が利用する商品・サービスの内容や取引の状況を検証し、個々の顧客に対して、申告を求めたり、リスクに応じて信頼に足る証跡を求めたりするほか、個々の顧客に接触しなくとも、顧客に関する不芳情報（ネガティブ・ニュース）を取得したり、当該不芳情報が当該顧客のリスク評価に影響を与える場合、その背景・実態を追加調査したり、顧客の取引の内容について、過去の取引の態様、職業や取引目的等との整合性を確認したりするなどが考えられます。

いずれにせよ、「個々の顧客・取引の内容等を調査」する方法については、対象となる顧客や取引の特性等に応じて、個別具体的に判断することになります。

◆上記調査をリスクの評価結果と照らす際の留意事項は？

【Q】「個々の顧客・取引の内容等」の調査「結果を当該リスクの評価結果と照らして」に関して、留意すべき事項を教えてください。

【A】まず、自らが保有している顧客や取引の内容等の情報を基に、仮の顧客リスク評価を実施した上、さらに、最新の顧客や取引の内容等の情報を考慮することにより、顧客リスク評価を最新にすることが必要です。

顧客リスク評価を適切に実施することにより、適切なリスク低減措置を判断・実施することができるものと考えています。

以上